平成２３年（フ）第３５７号
滋賀県湖南市若竹町14番地27
債務者　ヤマダこと　山田　　昇
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０８号
滋賀県草津市上笠３丁目21番５号
債務者　大石知惠子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１４号
大津市石山寺３丁目15番８号　ハイツ平安Ｂ203、前住所大津市国分一丁目７番30―206号シティオ大津石山
債務者　佐々木美子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０６号
大津市瀬田５丁目８番25―213号
債務者　水谷　幸弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０７号
大津市雄琴１丁目４番29号、前住所大津市仰木の里４丁目６番６号
債務者　西村　園子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１７号
滋賀県栗東市林181番地２
債務者　平井　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９０号
広島市南区向洋新町１丁目３番３―202号
債務者　松元　智明
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２６号
広島市西区草津南１丁目10番18―102号
債務者　菅原　隆次
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８１号
広島市東区上温品３丁目７番34―１―102号バレイ上温品Ａ
債務者　吉川　厚美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９８号
広島市安佐南区山本９丁目11番16号
債務者　丸山　隆之
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５９号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地36棟７号
債務者　沖野　　健
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６０号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地36棟７号
債務者　沖野　美樹
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８０号
愛媛県松山市六軒家町５番13号
債務者　野本　耕司
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８７号
愛媛県松山市道後緑台９番27号
債務者　濵田　美香
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９７号
愛媛県伊予市下吾川1934番地２
債務者　宮内　時子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６５号
宮崎市神宮東３丁目２番19号　西内アパート201号
債務者　堀江ハル子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６７号
宮崎県都城市郡元町2691番地
債務者　植村　盛昭
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４４２号
山梨県南アルプス市榎原479番地　県営団地２―406号
債務者　ジェレナ　ゲバラ　アンヘル
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係